

耐氷船階級 ID の船舶の舵に関する事項

改正規則

鋼船規則 I 編

改正理由

本会は耐氷船に対する要件を、Finnish-Swedish Ice Class Rules (FSICR) を参考に規定している。同規則では耐氷船は IA Super, IA, IB, IC 及び ID の階級に分類されており、このうち、耐氷船階級 ID は FSICR には規定されていないが、カナダ政府の耐氷船に関する規則を参考として本会独自で規定した分類となっている。

耐氷船階級 ID の船舶は比較的穏やかな氷況での航行を想定しており、耐氷補強を要する耐氷帯は船首域にのみ設定されている。しかしながら、耐氷船階級 ID の船舶であっても、舵及び操舵装置等について寸法算式に用いる速力の最小値及び氷圧が規定されており、耐氷補強の考え方と適用要件に不整合が生じていた。

今般、耐氷船階級 ID の船舶に対する舵及び操舵装置等の要件の取り扱いを明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 舵関連部材及び操舵装置の寸法算定に用いる最低速力の要件の適用対象から耐氷船階級 ID の船舶を除くよう改めた。
- (2) 舵の局部寸法に氷圧を用いる要件の適用対象から耐氷船階級 ID の船舶を除くよう改めた。

改正条項

鋼船規則 I 編 8.4.3, 表 I8.13